

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

**広島県人事委員会規則第四号**

**安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十  
三号）の一部を次のように改正する。

別表中

出張所	所長
保育所	所長
環境センター	所長
福寿館	館長
保育所	所長
福寿館	館長
環境センター	所長
府中南交流センタ	館長

を

に

改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。